

平成25年度第1回四街道市入札監視委員会議事録

- 1 日 時 平成25年10月 3日(木) 14時00分から
- 2 場 所 四街道市庁舎分館2階入札室
- 3 出席者
委員等 中尾宏委員長、田中孝一委員、廣田稔委員
事務局 経営企画部長、契約課長他契約課職員4名、抽出案件の担当者
- 4 次回抽出委員指名
廣田委員を指名。
- 5 議題
(1) 入札・契約等の実施状況について
①入札・契約手続の運用状況報告(平成24年度上期)
質疑等なし。
②抽出事業の審査
No.1 四街道駅北口広場再整備検討業務委託
<委員> 金額に差があること。予定価格の50%を下回る。「安かろう・悪かろう」ということがないことをどのように担保しているか。
<事務局> 建設工事と違い調査基準価格は設けていない。基本は担当課との業務のやりとりの中で設計図書等に示された内容に漏れ落ちの無いように進行を見ています。
<委員> 予定価格の決め方に問題があるということはあるのか。
<事務局> 委託業務の積算は千葉県の統一単価により積算を行って設計を組んでいます。
<委員> 予定価格9百数十万、結果は420万で落札されているが、この差がどうして生じるのか。たとえば労働者の単価が著しく違うことは考えにくいことから、このあたりは400万でできるというのはどうやってチェックしているのか。
<事務局> 入札額については道路管理課では判断していない。契約後請負代金の内訳書の提出を求めており、分析してみると諸経費の計上がなく、実経費に関して計上されたものであり、一般的に言われる儲けを削って応札されたものと思います。
<委員> 材料費が違うとかそういったことではないのか。
<事務局> そうしたことではない。
<委員> 検討業務、コンサルタント業務ですね。無形ですね。
<事務局> 委託業務の主な内容を説明します。北口広場の再整備検討が主なもので、現況の駅前広場の再整備が必要か、現況の交通の動線について問題があるか、そうしたところの調査・検討を行っている。工事とは違い現場に何ができるかということでないが、図面・鳥瞰図等が成果品として提出されるものです。

No.2 総合案内業務委託

- <委員> 市役所に入ってくると、誘導したりする業務も入るのですね。「仕様」では、どこまでのものか。
- <事務局> 庁舎1階フロア、入って右側のカウンターで常時、庁舎全体の案内業務、表の国旗掲揚とか市全体のもの、総合窓口案内業務は別途契約している。この案件では庁舎全体の案内等を行っている業務です。
- <委員> 市役所に入ってくると、カウンターがあって女性が立っている。その他に一人・二人フロアに案内する人がいますね。あの人たちの業務だけではないのですか。
- <事務局> この案件とは別に「総合窓口等フロアサービス業務委託」を契約しております。カウンターの中に立っているのが総合案内業務委託で、外で立っている者の主な業務は窓口サービス課の業務で申請書の書き方等を案内するもので、窓口サービス課の業務でフロアマネージャー一人を立たせているので、それは別の業務委託です。
- <委員> 少し前まで市の職員がおりましたね。あの頃は市の職員で対応していたのですね。
- <事務局> 市の職員で行っていたことがありました。それ以前臨時職員で対応していたこともあります。
- <委員> 何を言いたいかというと、少し過剰ではないかということで、番号札をとろうとしても取ってくれてしまう。こちらですと案内するのはいい、取りに言って渡すことまでしなくてもいいのではないか。過剰ではないか、言葉を返せば少しうるさい気がする。そういうことがあり「仕様」が気になった。
- <事務局> 今のご意見真摯に受け止め反映できるよう努めていきたい。
- <委員> 人手がかかる内容、どのくらいの人数に対しての金額なのか。
- <事務局> 一日7時間、開庁時間、総合案内業務は空けるわけにはいかないもので、3人体制でローテーションを組んでいる。午前中が8時30分から13時まで、午後が13時から17時15分までというのを3人でローテーションを組む形としている。人数は3人ですが、計算上は1日、8時間45分×1人×庁舎開設日数をかけたものの金額と諸手当等となっています。ほとんどが人件費にあたるものとなっています。
- <委員> 過去市の職員がやっていたということですから、いつから今の状態となったのか。
- <委員> 総合窓口、ワンストップサービスを始めたのが、平成22年5月からですが、その半年前に、単年度契約があり、その前職員がやっていたこともあり、総合窓口を設置するなかで行政サービスをアウトソーシングし、経費の削減を図る。そうしたことを踏まえたうえで業務委託を開始したものです。

<委員> マニュアル、どういう場合には、どういう対応をするか、市からいつているのか、業者からいつているのか。

<委員> 基本的には市が直接指示すると派遣法に抵触するので、会社に指示を出しています。現場でのトラブルは職員が出て行って対応することもある。

<委員> こうした業務は人の資質によってサービス内容が変わってしまう。一定のレベルを持った総合案内の能力維持するためには市のほうできっちり完備しておかないと、入札ですから、次の年度には別の会社になることも考えられる、レベルが悪くなるのが危惧される。丸投げで任せていることはないのですが、市がやっているつもりでないと、市民にとっては随分レベルが落ちたととられかねない。特に人件費にかかるお金が主な金額だとすれば、安いお金で落としたレベルの低い内容の恐れがあったりするものですから、慣れている人、毎年度四街道の総合窓口を受けていれば、慣れた・ベテランみたいな人間が育ってくると思いますけど、人材が育ってくる、それを求められないなら市の方で会社に対して一定以上の水準を求めることについてきっちり指示を出さないと市民に迷惑がかかったりすると思います。

<事務局> 委員のおっしゃる通りだと思います。今勤めているものでサービスの低下を招くなら会社に対し人員交代を要請するわけですが、今回は一般競争入札による価格競争でありまして価格が合わなければ、安かろう、悪かろうということで、委員の言われたサービスの低下、その人が持つ技術の低下する恐れを懸念している。現契約は一般競争入札でしたが今回はプロポーザル方式を模索している。委員の言われたことを踏まえ企画提案方式による方法を模索している状況です。

<委員> もう一つ別の案内業務があるというのですが、総合案内となっていますから、番号札を上げるのは1箇所ですね。個人情報扱うことも相当ありますね、市内居住者なのか。

<事務局> 総合案内業務では市内3名、ここに出ではおりませんがフロアサービスについては常時7名おりますが、市内半分・市外半分というようになっています。個人情報については非常にナイーブな問題で、守秘義務等併せて受注した時に別途研修を行うなど心がけています。

<委員> 運用状況の把握と評価をして次回の入札に検討材料として生かしてくれとの話だったと思いますので注意していただきたいと思います。

No.3 施設総合管理委託(長期継続契約)

<委員> 官公庁とはどこまで指すのか。

<事務局> 国、県、市町村、又は外郭団体等も含んでおります。

<委員> 規模については。

<事務局> 団体の規模は求めています。

- <委 員> 開札調書の無効(誤記入)とは何ですか。
- <事務局> この2者は、3カ年分を1年分と間違えて記入したものです。入札書は入札後取りかえ引き換えはできません。その内容を認めないため無効としました。
- <委 員> 会社に対してペナルティはないのか。
- <事務局> 落札決定をしていないのでペナルティはない。落札決定後辞退ならペナルティとして指名停止措置を行います。
- <委 員> 書類審査の段階で判明したわけですね。金額の多寡というよりは記載が間違っていた、或いは記入もれがあった等、実施期間・契約期間が1年で出てきたため失格したということか。
- <事務局> 確認をとっていくなかで、記入を誤ったとの申し出を受け無効としたものである。

No.4 24時間電話健康相談業務委託

- <委 員> たまたまですが、ティーペックという会社1者、入札参加の段階でその会社に市が求める内容を確認しているのですか。入札を受けてから人集めをするような会社であれば不安定であるその辺はどうなのか。
- <事務局> 本委託については、平成23年7月1日契約で1年毎に契約している。導入に当たってはティーペックより会社案内をもらったなかで、スタッフを揃えているなかで契約依頼をした。各年度でスタッフが雇用されているかどうか特に確認しておりません。仕様を満たす内容で応札されているものと思います。
- <委 員> このティーペックという会社がそうだとは思わないが、有資格者を派遣登録しておいて、こういった仕事を会社が受けたら資格を持っている人たちを四街道市で仕事を与える、動いてくれと、派遣者を抱える会社であってもいいのか。
- <事務局> 仕様書に求めた資格、国家資格というところがあるので、正社員か否かは求めていませんので、既存の企業ですので恐らく雇われている方でしょうし、確保しているという認識のもとにたっています。
- <委 員> 運用段階での実績の報告としては窓口にしたということは確認されたのか。
- <事務局> 契約内容の確認、それについては、特に求めることはしておりません。
- <委 員> この仕事にかかわることではないが、最近医師の無資格、医師免許を偽造して、原簿は見せられないところで何年間も健康診断をやっていたという事例を目にしたりするのですが、抜き打ち的に原本を確認するぐらいのことはやっておいた方がいいのではないかと。それが真つ当なサービスを提供するための、市がきっちり管理していく姿勢を見せていく。必要なのではないかなど。
- <事務局> 今後仕様書のなかで、そういったことを盛り込むなり検討したいと思います。
- <委 員> 一般競争入札であるにも拘わらず1者であった。設計金額を下回っているということで、特に同様の事例と比較していないのか。
- <事務局> 一般競争入札で広く参加を募る形で行っているが、公告内容を見て参加を表

明した会社がこの1者だけだった。こういった業務は広まってなく比較検討は厳しい。

<委員> 設計金額の妥当性、一般競争入札で1者だけというのは説明できるのか。以前の案件で市独自の仕様で同じものはないという説明でしたが、同様な近い市町村の実績を調査されたとのことであったので、1者のみの場合勘案してもらいたい。

<事務局> この業務については本委員会で2回目の抽出であるが、比較検討する材料が乏しい、導入にあたって近隣市町村等で聞いたところですが、設計できるか否か、実際携わっている業者も積算はどうか参考に聞いてみた。世帯数に何らかの積算を加えてのものだということを伺っている。年度によって人口・世帯の増減あるのでそれに則した設計という形にならざるを得ない状況であったのでそれで積算を行いました。

<委員> 10円単位まで積算したということですね。応札した企業が1者だけだったので設計金額で発注したということなのですね。通常先ほどの総合管理委託のような仕事の場合、設計金額よりかなり低く落ちている、この仕事自体1者しかないので設計金額どおりの金額で受託しているということは儲かっているのかという気がする。

<事務局> 結果的に1者であるが、同じ仕様で応札できる業者があれば競争の原理が働くのかなと思う。

<委員> 休日診療所ありますよね、そこでは対応できないのか。

<事務局> これは24時間365日の業務で、休日診療所は祝日・年末年始の19時から22時までです。

<委員> 通常医療機関がやっている時はなくてもいいのではないかな。

<事務局> 目的としては電話で気軽に相談できることで、今日の夜やっている医療機関はありますかという等に個別対応できることになっている。医療にかかる診療行為はできないが、ちょっとしたことでも相談にのれる体制を作ることによって、コンビニ受診といわれるようなものとか、不要なことで救急車を呼ぶ状況をいくらかでも回避できればということを目的に開設していますので検証は難しいが貢献できるものであろうと考えています。

<委員> 利用実績は伝わってきているのですか。内容の、細かいことまででなく、こうしたシステムを用意してよかったと市民からいわれるような内容のものを手がに入れることができていますか。

<事務局> 相談内容・状況については数値をいただいている。男女別・時間帯別・診療科目別・診療科目のうちの内容、治療に関する件等の数値をいただいている。数値化ができるものでいただいている。

<委員> バランス的にはどうですか。お金と出ているものを比較すると、やって良か

ったというような内容になっていますか。

<事務局> 判断の基準がなかろうかと思っております、相談の無いことが一番いいことであるが、現実的に相談者はいるので、その者にとっては有効であるというのは、数字で表すしかないが、平成23年度は9カ月で949件、平成24年度は1399件、月100件から110件程度、多いか少ないか評価できるものではない。業務としてやっている以上は利用を促進するところで取り組んで行きたい。

<委員> 電話番号等どのように広報しているか。

<事務局> 市の広報と小中学生に関しては名刺サイズのカードを作り、平成23年度には全員に配布、平成24年度は作らなかったが、2カ年経過しているので1・2年生分を配布したいと考えております、さらに民生委員さんとかに配布を予定しております。

<委員> 結果の検証ができない事業ですね。

<事務局> 相談件数でしか表せない。

<委員> 件数が正しいかどうか検証できないですね。

<委員> 相談業務で市に寄せられるクレームはないか。

<事務局> ケースバイケースで、直接もありますし、委託先から報告を受けることもある。

<委員> 大丈夫といい、病院に連れていかなかったらひどくなったそういったクレームなのか。

<事務局> 説明だとか、相談内容が健康に関するもの以外で強いてくる、繰り返し聞いてくるとか話を伺っている。

<委員> 日中だけでなく夜間も動いているのか。抜き打ちでチェックもはいることを言うておく必要もあるのではないか。緊張感をもってもらうこと必要でないか。

<事務局> 仕様書で見えない部分のチェック体制を今後検討して行きたい。

No.5 四街道市地域防災計画策定業務委託

<委員> 見直しをしているということですか。2年間ですね。

<事務局> 平成23年3月11日に日本を非常に大きな地震が襲った。その後法改正が進んでいく状態でその中で本市においても時代に則した地域防災計画の見直しを行っているところです。

<委員> 入札している会社というのは、全国的に活動している会社ですね。特に千葉県での防災に精通している企業ではないですね。

<事務局> 地図であったり航空測量であったりそうした会社である。

<委員> 皆さんのように四街道に長く住んでいて地域の事情を分かっている人の方がよく対応できる部分があるのではないですか。一般的な能力を持った企業ですよ。

- <事務局> 部門的には地図・航空測量そうしたところが得意とする分野と思います。実績という形において四街道市の実績ではないが、官公庁における実績を有しているので、地域特性でどうかということではないが、こうしたものの調査・計画を行えるという力があるという業者には間違いないと思われる。
- <委員> この中に市の担当課の人たちの意見・能力とか入ることはあるのか。業者が作ったものをそのまま受け入れるのか。
- <事務局> 計画本体は本年度策定するのですが、計画本体は全庁的にかかわっていく計画ですので、内部に策定委員会を設けています。こちらで意見照会をしたり意見調整をしたり作業を行って最終的には四街道市防災会議の承認をいただくという手順です。
- <委員> こうした仕事は正に市が行う仕事でないのか。業者に任せる、参考とするにはいいと思うが、審議会作って大学の教授とか委員として意見をいただきながら計画を作っていくことはあると思う。基本的には市が主体的にやるべきと思うのですが。
- <事務局> 当然の意見だと思います。策定に関して施策は当然市が主体になって策定していくことになると思います。それと併せて市民の意見を幅広く聴取することとしており、先週土曜日に開催した市民による検討会議いうものも併せ持って進めているところです。
- <委員> この業務の概要「地域防災計画の策定を行う。」となっている、この会社名からすれば、地図・測量が得意な会社であろうと思うが、防災計画の策定をするための材料を提供するぐらいのことしかできないのではないかと考えていて、材料を基に市が防災計画の策定を行っていくのがそうなのか、防災計画を作る作業をこの会社が先導している訳ではないのですね。
- <事務局> 防災計画まずこれを策定するにあたり、防災アセスメントを実施します。ここが正にコンサルとしては重要で、3. 1 1の時に想定外という言葉があったがこの想定というのがアセスメントである。市が集められる資料、業者側が集められる資料を組み合わせで防災アセスメントを実施します。この導かれた結果から計画本体に着手していく。意見の反映或いは市民検討会議での検討結果のとりまとめをコンサルと併せて作業をしながら計画を進めていく。主導はどちらかといわれれば、計画本体は市となります。
- <委員> これは書類審査で決めたのか。提案書等によるのか。
- <事務局> 公告文で資格要件を求めます。入札の参加を募り価格競争で落札者を決めることとしています。
- <委員> 県で個別の案件でいくつか委員をやらせてもらっているが、上位何社かプレゼンテーションしてもらってそのうえで決定する手続きを踏んでいる。そういった仕組みは市の中にあるのか。提案書を出してもらって最終的にはプレゼン

テーションしてもらって金額の多寡も含めて評価して落札者を決定する方法を行っている。

<事務局> 総合評価落札方式でいえば工事で過去に行ったことはあります。総合評価でなく金額を含めA社B者独自にいいところがあります。指名し呼んでプレゼンテーションをさせて、その後で発注者側が選ぶ。プロポーザルに近いと思います、そういったものは市でもあります。

<委員> 今回はそういったものには該当しなかったのか。

<事務局> 価格競争によって決定した。プロポーザル案件はこの委員会の議題として上がってきません。各課で対応となっています。

<委員> 振り分けはどう行っているのか。

<事務局> 発注担当課で、プロポーザル方式が良いとの判断をすれば各課で手続きを行い、随意契約で発注することになり、契約課には上がってこない。契約課に依頼するとなると一般競争入札になりどちらを選ぶかは担当課になる。

<委員> 防災計画を市民の身近なものにするきっかけになるのではないかと、そこでどんな話が出てきたのかを伝えるのがいいのではないかと。内容が立体的に市民に伝わるのではないかと思います。

No.6 印刷機賃貸借(長期継続契約)

<委員> 入札価格が1円ということで、ちょっと前に品物は安くして消耗品で利益を出す会社なのだろうと思ったりするわけですが、入札された後にそこに係る経費が多くかかってくるのか見えないところで、会社に情報提供させたりしたのか。

<事務局> 開札後にかかる費用、そういったものを求めたことはございません。この場合印刷機ですのでインクの方が銘柄指定されてくる。インクについても入札を行って決定しています。後々のインクがかかってくる。インクとマスター代について仕様書の方で価格の上限を定めてあり、マスター等なくなりますと発注しまして納品請求により支払をすることとしています。

<委員> リース契約なので、32万、61万、1円、この金額はどうみればいいのか。

<事務局> 複数年で1円としています。

<委員> たまたま1円で入札しているところが1者であるが、複数の者が1円で入れた場合どうなるか。

<事務局> くじ引きで決定する。

<委員> その後のもので利益を出そうとしている会社だと思うが、その後にかかってくる経費をどれだけ、仮に入札を1円でやったとしても、それが複数者だとしても、その後にかかる費用で差がついたとしても、その後にかかる費用が安い方が良いが、そういうことを見ることはできないのですね。いくつかの会社が1円でならんだらそれで見るとはできないのですね。その後どれだけかかるかとい

う書類の提出はもとめないのか。

<事務局> 仕様に対応する印刷機においてある会社の製品が決まってくる。その会社の製品は本体よりもインクが高い、本体は安くてもインクで元が取れるということでないか。

<委員> 消耗品を含めて入札すればよいのでは。メーカーでない者が1円で入れているということは、数10万のものを仕入れていれるわけですから、それが1円というのは市民感覚からいかなものかと言わざるを得ない。やり方を改める方法の検討を行う必要があるのではないか。現行ルールなら落札せざるを得ないが、検討していただく必要はある。この委員会では強く要望する。

<事務局> 印刷機本体と消耗品、インク・マスターと一体化して発注することを検討していかなければならないと思います。

<委員> 国の根幹にかかわるようなことはやるべきではない。というのは業者が30万で仕入れて1円でリースするというのは税法上どうなるのか。消耗品を売って儲けるというのは利益の繰り延べなのです。日本の法人税法はそれを容認していない。市が日本の制度の根幹に反するようなことは市が率先してやるべきではない。

<事務局> 0円なら贈与でだめだが、入札上1円というのは有効として扱わざるを得ないため執行してきた。消耗品を加えた段階でも1円ということはある得ないことではなく、この辺についてやり方を変えて、設計を変えるというかそうした部分を試していきながら見ていきたいと思っています。

<委員> 現行ルールで執行される段階では、市民の利益を守るというのでは、最終的に使われる期間内の費用を総合的に入札評価できるような形に運用を改めていただきたいのが委員会の要望と、30万円のもの1円というのは不健全ですし、市としてこういうことはやるべきでない委員会として強く思うのでしかるべきところに委員会の意見としてあげていただいてそうした方向で進めていただきたい。

③指名停止の運用状況報告

<委員> 情報はどのように集めるのか。

<事務局> 1の建設工事については、工事検査が終わると成績評定が出ますので65点以下であれば指名停止措置を行っていく。その他のものについては、県等を通じて指名停止を行ったという連絡がありますので、業者名簿に登録があれば指名停止措置を行って行きます。

<委員> 国のデータベースとかの仕組みではないのか、四街道市で事例が出たときには情報提供をするとか。

<事務局> 市ホームページに掲載します。

<委員> それらはどうやって他府県に伝わるのか。

<事務局> 市のものは他府県等に情報は発していない。ホームページを見ていただければわかります。県・国レベルであると、県を通じて指名停止措置を行った通知があります。

<委員> 入札時に手を挙げた企業を調べるのか。

<事務局> 入札公告で指名停止措置を受けていない者という形で示しています。

<委員> どこか検索すれば一元的に情報を得られるのか。

<事務局> 市で指名停止を行っているかということになるので、わかります。

<委員> 2番目の建設会社がこのようなことを行ったというのは、情報がどのタイミングであるのか。

<事務局> 市グループウェアに電子メールでその都度入ってきます。

<委員> 何年前、何か月以内にこういったことがあったかどうか、この判断には盛り込まれないのですね。たとえば1番の会社が指名停止です、この期間が過ぎて過ぎれば資格はあると思うが、その後また同じ様な事を行った、直近のことだけ評価されるのか。

<事務局> 工事成績であれば、1年間に60～65点未満の成績を2回以上出してれば翌年入札に参加できない。それ以外であれば指名停止期間が終われば入札に参加は認められる。

(2) 入札・契約制度改善計画について

<委員> 最低制限価格制度導入の検討と1円入札とでは扱いが違いますか。

<事務局> 違います。総合管理業務委託、建物の清掃にかかるものをイメージしています。

<委員> 賃金等に配慮されているわけですね。

<事務局> 価格競争が賃金に跳ね返るとするのは今後どうでしょうということで、最低制限の方を考えていかなければならないところに来ているかと思います。

<委員> 前々から疑問に思うのだが談合することによって競争しないから比較的高めで落札すると、そうすると税金の無駄遣いというが、そもそも市で設計の金額はあるわけですよね、設計金額があつてかつ談合して設計金額より安い限りなく設計金額に近い金額で仕事を受けたと、それが税金の無駄遣い何かおかしい気がする。そもそも設計金額とは何なのという気がする。

<事務局> 一般論で言えば、予算があつて次に設計金額があり設計金額の下に予定価格がある。予定価格をベースに競争入札という形になりますから、そうした流れのなかで設計というのは工事であれば県の積算基準のデータを使っていますので一律なのですが、委託・物品というのは確たるデータベースがないので個々によってしまいます。

<委員> 特に工事ですよ。見積もり1億で、落してみたら5千5百万だったと、だいじょうぶなのか。

- <事務局> 先ほどの議論の中でありました、会社の利益を抑えて。
- <委員> 利益がなければ税金払えないでしょう。
- <事務局> その時の状況によると思われるが、仕事がいつ取れるか。取れなければ会社としてどうか、そういった要素はあると思う。
- <委員> 決局下請が泣くわけですよ。
- <事務局> 下請を守らせるような形で指導していきたいと思っている。
- <委員> 無理ですよ。
- <委員> 設計金額の妥当性、設計の精度というところで、住んでいるところの話で、安過ぎると不調、設計の妥当性というのは何らかの仕組みで検討される場所は市の中にあるか。
- <事務局> 物品委託について統一基準がありません。
- <委員> 人を使うところは最低賃金等で、やれる術はあると思いますが、設計の精度を上げるようなことを何か検討できないか。
- <委員> 設計金額を市の方できちんといろいろな情報を得て出したものであれば、それよりも何割も安い金額でできたのであれば、なぜその数字で出せるのか、こちらが一生懸命考えだした結果の設計金額であればあまり数字が違ったらおかしいと思う感覚もあっていいのではないか。委員からあった元請会社が下請会社を叩けば利益を出す或いは確保できる、下請会社は従業員をクビにするわけにはいかない、従業員の給料を何とか確保できれば利益を出さなくていいくらいな状況になってしまう事態になるのではないか。会社として維持するためには最低限の従業員を雇っていかなければならない。利益を出せない仕事でも元請からくれば受けてしまう状況はある。その辺を考えた場合、設計金額が根拠のある数字あれば、あまり数字が違っていたら、それを疑う目は持っていると思うのですが、安いからいいと行くのではなく、一生懸命やった仕事であればその数字と違っているのであればおかしいと思う。
- <委員> 何割以下に関しては、一定の仕組みを通過するというのか組み込んでいいと思いますし、県レベルでやっていませんか。
- <事務局> 県の方では工事で最低制限価格制度があり、設定された価格以下では失格してしまう仕組みがございます。私どもの方では基本的には価格競争で全て行っているところで、設計価格と入札価格の差というのはどうしてできたのかということについては、どう処置するか、把握するか、恐らく課題になるだろう。その中で委託については最低制限価格をどうするか今後入っていかうかと思っています。

この計画は案がついておりませんが、事務局が考えている段階での計画内容になっておりますので、今後検討委員会等で諮り最後は起案・決裁という形で成立する流れになりますので、本日すべて意見をいただくというのは難しいと

思いますので、何かあれば事務局に意見いただいて精査しながら進めていきたいと思います。

6 その他

前回審査に対する報告について

指名停止関連で、大熊建設というものが指名停止になったが随意契約を行った。これではタイミング悪い。違う方法を考えなければならないのではないかという意見がありました。

このことについて、建設工事請負業者等指名停止措置要領第8条、随意契約の相手方の制限において、各課等の長は指名停止期間中有資格業者を随意契約の相手方にしてはならない。ただし止むを得ない理由がある場合にはこの限りではない。という但し書き以降、大日小学校の大熊式浄化槽の改修工事というのは大熊建設でしか機能維持を図れないという解釈をさせていただいておりますので、但し書き以降を運用させていただいた。

次回の会議について、12月か1月に開催する旨報告。